

# 神戸市立福田小学校いじめ防止基本方針

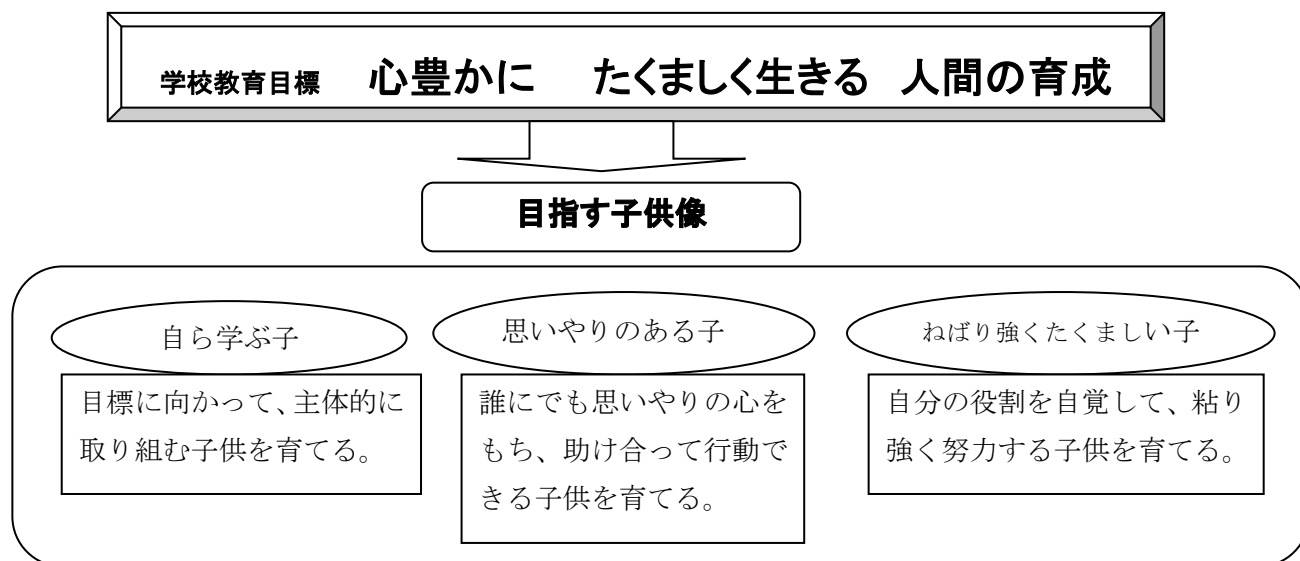
令和8年4月1日  
神戸市立福田小学校

福田小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立福田小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

## いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 本校の教育



## 1. 基本姿勢、基本認識

### (1) 基本姿勢

- ・神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学年・学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
- ・児童が自己実現を図れるように、子供が主役となる学びを日々行うことに努めます。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図ります。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に伝えます。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努めます。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を大切にします。
- ・「いじめ問題」についての理解を深め、自己の人権感覚を磨きます。

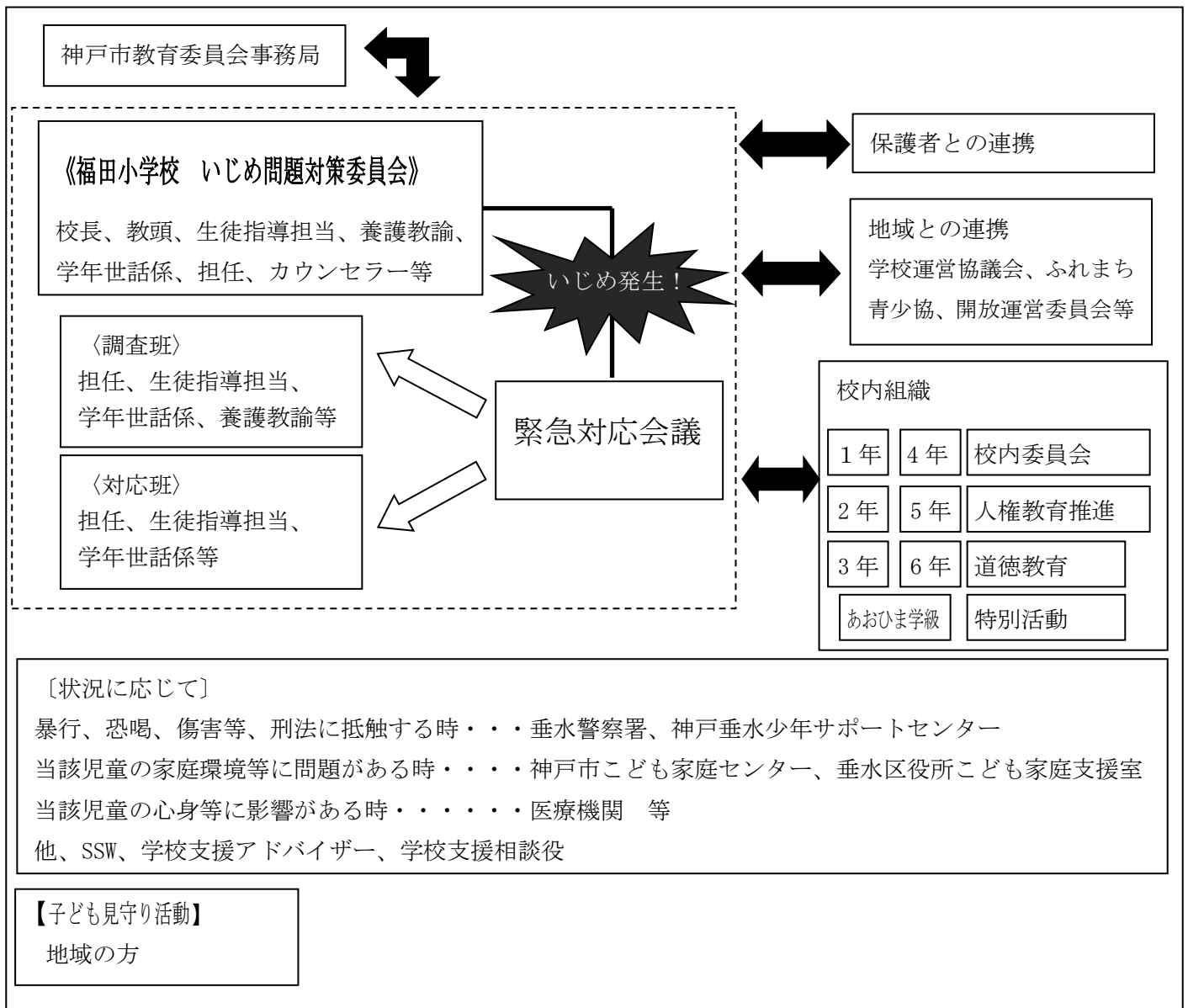
### (2) 基本認識

いじめとは・・・

- ・どの児童にも、どの学校・学年・学級にも起こり得るものである。
- ・人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断しなければいけない。
- ・暴力の伴わないいじめであっても、生命又は身体に重大な危険を生じることがある。
- ・大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・学校・家庭・地域社会などすべての関係者が、一体となって取り組むべき問題である。

## 2. 対策・対応に向けた組織

### (1) 組織図〈対応チーム〉



### (2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するところを行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有します。また、いじめの相談・通報の集約の機能も果たします。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。また、問題の発生を予防したり、子供の適応や自己成長を援助したりするため、教職員がスキル演習を通して「育てる教育相談」の考え方や実際の手法を学んでいきます。

## 3. 基本的な対応方針

★いじめ防止を考える上での3本柱 → 「未然防止」「早期発見」「早期対応」

### (1) 未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行います。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努めます。
- ・子供が主役となる学びをすすめて、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てます。

- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てます。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての児童がもつようさまざまな活動の中で指導していきます。
- ・自主的にいじめ問題について考え議論すること等の、いじめ防止に関する活動に取り組みます。

#### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくります。
- ・スクールカウンセラーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たります。
- ・計画委員会を中心に、児童が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進めていきます。

#### <保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することができる体制づくりを進めます。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校だより、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る機会を積極的に設けます。

### (2) 早期発見 ～児童のいるところには、必ず教師がいる～

- ・教育相談週間（心の安全週間）を定期的に設定し、すべての教師が児童の悩みを相談できる時間を確保します。
- ・様子に変化が感じられる児童には、積極的に声かけを行い、安心感をもたせます。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深めます。

### (3) 早期対応 ～問題に対して、迅速かつ組織的に対応～

#### いじめが起きた場合の対応

##### <いじめられた児童に対して>

- ・訴えや状況・気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。いじめられた児童は徹底して守ります。
- ・保護者の気持ちを共感的に受け止めたうえで、事実関係・指導方針を伝え、今後の対応について協議します。

##### <いじめた児童に対して>

- ・気持ちや状況を十分に聴き、背景にも目を向けて指導します。
- ・毅然とした対応と粘り強い指導で、「いじめは人として決して許されないこと」であることを認識させ、いじめられる側の気持ちに気づかせます。
- ・保護者に対しても正確な事実関係を伝え、事の重大さを認識させたうえで、家庭での指導を依頼します。
- ・児童が抱える問題を成長支援の観点から解決していけるよう、具体的な対応方針を定めていきます。

##### <周りの児童に対して>

- ・「第三者なし」の原則をもとに指導します。傍観者から仲裁者への転換を促します。

##### <継続した指導>

- ・一定の解決をみた場合でも、引き続き十分な観察と状況把握を行い、必要な指導を継続的にします。
- ・いじめられた子、いじめた子双方への心のケアを怠らず、カウンセラーや関係機関の活用も考えます。
- ・再発防止のための日常的な取組を子供たちとともに実行します。
- ・いじめ解消の見極めるポイントとして、一つ目にいじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続していることを確認します。二つ目にいじめを受けた児童本人およびその保護者が心身の苦痛を感じていないかを確認し、両方が成り立っていると判断した場合いじめ解消とみなします。

### (4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

- ・特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮します。
- ・個々の児童を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進めます。
- ・外国とのつながりをもつ児童、性の問題を抱える児童、災害や事故により被災した児童など、特に配慮を要する児童への適切な支援を行う。また、親元を離れ、施設で生活している、また、した経験がある児童に対しても、背景を十分に理解した上で必要な支援を行います。

## (5) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼します。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童や保護者に啓発していきます。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

## 4. 連携・協力体制等

### (1) 保護者・地域との連携

- ・保護者、地域と連携し、見守り隊を活用した朝のあいさつ運動に取り組みます。
- ・地域や近隣の小学校と連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進めます。
- ・地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼していきます。
- ・第一義的に責任を担う保護者が子供の規範意識を養い、いじめを受けた場合、行った場合のどちらにおいても学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力を確認します。

### (2) 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進めていきます。
- ・犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をします。
- ・学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行います。
- ・神戸市で配置が進んでいるSSW(スクールソーシャルワーカー)を家庭とのパイプ役として有効活用していきます。

### (3) 学校相互間の連携

- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合についても、迅速で適切な指導を行うことができるよう、平素から情報交換を行うなど、他校との連携協力体制を構築しておきます。

### (4) 児童の自発的な取組および小中連携

- ・児童の自発的ないじめ防止に向けた取組を重視し、高学年を中心とした朝の挨拶運動・にこにこパトロール等の啓発活動を推進します。また、計画委員会を中心とした取組でいじめ防止への意識を高める啓発運動に取り組みます。また、垂水東中学校・福田中学校の生徒会とも連携し、いじめ防止の意識を継続し、9年間を見通した活動を展開していきます。

## 5. 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供します。

## 6. その他

- ・この基本方針は本校の状況に応じて、福田小学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しを進め、適切に改訂を行います。

## 7. いじめ防止に関する年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月		
未然防止に向けた取組	重点学年・学級づくり 人間関係づくり(年度当初)		生命の安全教育 心の安全強化月間			年間を通して行うもの ・人権、道徳教育の充実	毎週行うもの ・研修(学年打合せ含む)
	学級づくりの会	未然防止プロジェクト授業	学年・学級づくり 人間関係づくり(日々のくらし行事を通して)				
早期発見に向けた取組			児童アンケート 心の安全点検週間			毎月行うもの ・生徒指導部会における情報交換及び 対応策検討(対策委員会を兼ねる) ・職員会における共通理解	適宜行うもの ・OJT ・学年集会
研修等の取組	基本方針・指導計画に関する研修 児童理解研修 学校運営協議会			取組自己評価 カウンセリング研修	事例・危機管理研修 学級経営研修 児童理解研修		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	未然防止プロジェクト授業		心の安全強化月間	人権週間の取組	防災週間の取組	未然防止プロジェクト授業	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     学年・学級づくり 人間関係づくり(日々のくらし行事を通して)                 </div>						
早期発見に向けた取組			児童アンケート 心の安全点検週間				児童アンケート 心の安全点検週間
研修等の取組	学校運営協議会			取組自己評価	学校運営協議会		取組自己評価 まとめ・課題検討 次年度計画・引継ぎ
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     事案発生時ごよ、緊急対応会議の開催                 </div>							